

# 国土交通省「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会(第7回)」で新基準案、7月から適用

関越道ツアーバス事故後、国土交通省・関係者・有識者により行われている「過労防止検討会」も2月12日で7回目の開催となり、今夏までに行われる新高速バス制度の基準＝わたしたちの職場にも直結となる「ワンマン走行距離」「運転時間・休憩時間」「運行管理体制」等が示されました。

## 新基準の要旨

### ★【夜間】★

- 1人で運転できる距離は原則400キロまで
- 夜間ワンマン運行については連続乗務を4回まで、400キロ超の場合は2回まで

### ☆【昼間】☆

- 1人で運転できる距離は原則500キロまで

《例外》夜間は500キロ、昼間は600キロまでワンマン運転を認められる条件

- ▲デジタコ・乗務中の体調報告
- ▲実車運転4時間毎に合計40分の休憩（夜間）
- ▲運行前11時間の休息（運行途中1時間以上の仮眠休憩を入れる場合を除く）

これらを超える場合は交代運転手の配置を義務化

《特認》路線毎に個別審査で承認されれば

夜500キロ超え週2回まで

昼600キロ超え週3回まで

### ☆☆【昼夜共通】☆☆

- 運転時間は原則9時間以内（9時間超えは週3回まで）
- 運行計画書上、高速走行区間の連続運転時間は概ね2時間まで
- 運行中の運行管理体制の確保
- 始業・終業時の遠隔地での第三者立会による電話等の点呼、ITを活用した点呼を義務付け

**日中の運転500キロ上限**

国土交通省は、高速バス運転手の過労防止を目的として、日中の運転距離を500キロ以内とする基準案を提示した。これは、現在の400キロから100キロ増加する。また、夜間の運転距離は原則400キロ以内とする基準案も提示した。



読売新聞  
2月13日付

**高速バス規制夜400キロ**

国土交通省は、高速バスワンマン走行距離案を提示した。これは、現在の400キロから100キロ増加する。また、夜間の運転距離は原則400キロ以内とする基準案も提示した。

**昼間運行500キロ上限**

国土交通省は、高速バスワンマンの新基準案を提示した。これは、現在の400キロから100キロ増加する。また、夜間の運転距離は原則400キロ以内とする基準案も提示した。

朝日新聞  
2月13日付

毎日新聞  
2月13日付

## 新基準は、一本化が完了する今年7月末から施行



# わたしたちの職場の安全確立に向けて、新基準案の中身を検証しよう！！